

平成 30 年度山梨県計画に関する 事後評価

令和 3 年 1 月

山 梨 県

目次

1. 事後評価のプロセス

- (1) 「事後評価の方法」の実行の有無 1
- (2) 審議会等で指摘された主な内容 1

2. 目標の達成状況 2

3. 事業の実施状況

【医療分】

- [事業区分1] 地域医療構想の達成に向けた医療機関の
施設又は設備の整備に関する事業 17
- [事業区分2] 居宅等における医療の提供に関する事業 24
- [事業区分3] 介護施設等の整備に関する事業 27
- [事業区分4] 医療従事者の確保に関する事業 29
- [事業区分5] 介護従事者の確保に関する事業 30

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

行った

(実施状況)

- ・平成28年5月24日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成28年7月13日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成29年5月23日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成29年2月 1日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・平成29年2月 6日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成29年8月 1日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成30年5月29日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成30年7月31日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・平成31年3月20日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 元年7月 2日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和 元年8月28日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 2年7月27日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

■山梨県全体

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画^{※1}や介護保険事業支援計画^{※2}に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成30年度～令和5年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2 「健康長寿やまなしプラン」（平成30年度～令和2年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（R7）
 - ・急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（R7）
 - ・回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（R7）
 - ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140箇所（H27）→ 154箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20箇所（H27）→ 23箇所（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 7病院（H28）→ 9病院（R2）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50箇所（H27）→ 56箇所（R2）

- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 40 箇所 (H27) → 45 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 45 箇所 (H28) → 51 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83 箇所 (H27) → 92 箇所 (R2)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数 0 箇所 (H29) → 1 箇所以上 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～32年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,516 床 → 1,719 床
- 認知症高齢者グループホーム 1,067 床 → 1,139 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 33 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 16 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 2,099 人 (R5)
- 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (R5)
- 養成所等卒業生県内就業率 75.6% (H29) → 75.6% (R5)
- ナースセンター事業再就業者数 430 人 (H28) → 443 人 (R5)
- MFICU 病床数 6 床 (H29) → 6 床 (R5)
- NICU 病床数 30 床 (H29) → 30 床 (R5)

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高校生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。さらに、介護職場の処遇改善のためモデル給与規程を作成し普及を進めるとともに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 令和7年度において必要となる介護人材等の確保及び定着のための取組みと、上記対象事業を実施し人材を確保する。
介護職員数 12,536 人 (H28) → 13,746 (R2)

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和4年3月31日

□山梨県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 1,149床（H30）
 - ・急性期機能 3,914床（H26）→ 3,572床（H30）
 - ・回復期機能 928床（H26）→ 1,365床（H30）
 - ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 2,191床（H30）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140箇所（H27）→ 128箇所以上（H30）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20箇所（H27）→ 18箇所以上（H30）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 7病院（H28）→ 9病院（H31）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50箇所（H27）→ 47箇所以上（H30）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 40箇所（H27）→ 49箇所（R2）
- 在宅療養支援歯科診療所 45箇所（H28）→ 55箇所（H31）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83箇所（H27）→ 144箇所（H30）
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数 0箇所（H29）→ 1箇所（R2）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,516床 → 1,516床
- 認知症高齢者グループホーム 1,067床 → 1,067床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 28カ所 → 29カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 3カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8カ所 → 8カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

➤ 医療施設従事医師数	1,924人 (H28) → 1,924人 (H28)
➤ 就業看護職員数 (常勤換算後)	9,830.9人 (H28) → 10,192人 (R1)
➤ 養成所等卒業生県内就業率	75.6% (H29) → 72.2% (R2)
➤ ナースセンター事業再就業者数	430人 (H28) → 264人 (R1)
➤ MFICU 病床数	6床 (H29) → 6床 (R1)
➤ NICU 病床数	30床 (H29) → 30床 (R1)

⑤ 介護従事者の確保

- 現在計画期間中であるため、計画終了時点での介護職員の需給改善状況により判断する。

2. 見解

【医療分】

- 病床機能報告未提出の病院があり、最新の医療機能毎の病床区分が把握できていない。
- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数や、ナースセンター事業債就業者数は、現時点では目標に達していない。令和2年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 小規模多機能型居宅介護事業所の整備により、支援体制の向上が図れた。
- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実や医師確保、看護職員の資質向上や離職防止対策を推進し、就業の継続や再就職の支援を行なっていく。

【介護分】

今後も引き続き、介護職員の確保・定着を進めていく。

4. 目標の継続状況

- 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和2年度計画における関連目標の記載ページ ; P10,11)
- 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

平成30年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962床（H26）→ 1,353床（R7）
 - ・回復期機能 263床（H26）→ 1,227床（R7）
 - ・慢性期機能 1,486床（H26）→ 1,161床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77箇所（H27）→ 86箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12箇所（H27）→ 13箇所（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3病院（H28）→ 4病院（R2）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27箇所（H27）→ 30箇所（R2）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22箇所（H27）→ 25箇所（R2）
- 在宅療養支援歯科診療所 26箇所（H28）→ 29箇所（R2）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52箇所（H27）→ 58箇所（R2）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～32年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 734 床 → 821 床
- 認知症高齢者グループホーム 677 床 → 713 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 9 カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 14 カ所 → 15 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 5 カ所

2. 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

□中北区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962 床 (H26) → 1,796 床 (H30)
 - ・回復期機能 263 床 (H26) → 459 床 (H30)
 - ・慢性期機能 1,486 床 (H26) → 1,494 床 (H30)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77 箇所 (H27) → 70 箇所以上 (H30)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12 箇所 (H27) → 9 箇所以上 (H30)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3 病院 (H28) → 4 病院 (H31)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27 箇所 (H27) → 28 箇所以上 (H30)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22 箇所 (H27) → 28 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 26 箇所 (H28) → 30 箇所 (H31)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52 箇所 (H27) → 96 箇所 (H30)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 734 床 → 734 床
- 認知症高齢者グループホーム 677 床 → 677 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 5 カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 14 カ所 → 14 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 3 カ所

2. 見解

【医療分】

- 病床機能報告未提出の病院があり、最新の医療機能毎の病床区分が把握できていない。
- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。令和2年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和2年度計画における関連目標の記載ページ ; P12,13)
- 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

平成30年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776床（H26）→ 279床（R7）
 - ・回復期機能 639床（H26）→ 978床（R7）
 - ・慢性期機能 587床（H26）→ 419床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28箇所（H27）→ 30箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3箇所（H27）→ 4箇所（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2病院（H28）→ 2病院（R2）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11箇所（H27）→ 12箇所（R2）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 7箇所（H27）→ 7箇所（R2）
- 在宅療養支援歯科診療所 9箇所（H28）→ 10箇所（R2）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17箇所（H27）→ 18箇所（R2）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 339床 → 368床
- 認知症高齢者グループホーム 195床 → 231床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6カ所 → 7カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1カ所 → 3カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0カ所 → 1カ所

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和4年3月31日

□ 峡東区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776床（H26）→ 761床（H30）
 - ・回復期機能 639床（H26）→ 732床（H30）
 - ・慢性期機能 587床（H26）→ 427床（H30）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28箇所（H27）→ 28箇所以上（H30）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3箇所（H27）→ 2箇所以上（H30）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2病院（H28）→ 3病院（H31）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11箇所（H27）→ 9箇所以上（H30）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 7箇所（H27）→ 9箇所（R2）
- 在宅療養支援歯科診療所 9箇所（H28）→ 12箇所（H31）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17箇所（H27）→ 23箇所（H30）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 339床 → 339床
- 認知症高齢者グループホーム 195床 → 195床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6カ所 → 6カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1カ所 → 1カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0カ所 → 0カ所
-

2. 見解

【医療分】

- 病床機能報告未提出の病院があり、最新の医療機能毎の病床区分が把握できていない。
- 退院支援を実施する診療所・病院数や在宅療養後方支援病院数は、現時点では目標に達していない。
令和2年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和2年度計画における関連目標の記載ページ ; P13,14)
- 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡南区域

1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需要が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成30年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310床（H26）→ 78床（R7）
 - ・回復期機能 26床（H26）→ 102床（R7）
 - ・慢性期機能 124床（H26）→ 83床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9箇所（H27）→ 10箇所（R2）

- 退院支援を実施する診療所・病院数 2箇所 (H27) → 2箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2病院 (H28) → 2病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3箇所 (H27) → 4箇所 (R2)
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 6箇所 (H27) → 7箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 2箇所 (H28) → 3箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 3箇所 (H27) → 4箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 114床 → 143床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 → 2カ所

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和4年3月31日

□ 峡南区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310床 (H26) → 307床 (H30)
 - ・回復期機能 26床 (H26) → 0床 (H30)
 - ・慢性期機能 124床 (H26) → 143床 (H30)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9箇所 (H27) → 8箇所以上 (H30)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2箇所 (H27) → 4箇所以上 (H30)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2病院 (H28) → 2病院 (H31)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3箇所 (H27) → 2箇所以上 (H30)
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| | 6箇所 (H27) → 5箇所 (R2) |
| ➤ 在宅療養支援歯科診療所 | 2箇所 (H28) → 3箇所 (H31) |
| ➤ 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 | 3箇所 (H27) → 4箇所 (H30) |

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 114床 → 114床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 → 2カ所

2. 見解

【医療分】

- 病床機能報告未提出の病院があり、最新の医療機能毎の病床区分が把握できていない。
- 訪問診療や在宅看取りを実施している病院・診療所数や、24時間体制をとっている訪問看護ステーション数は、現時点では目標に達していない。
令和2年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和2年度計画における関連目標の記載ページ ; P14,15)
- 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車で1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成30年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866床（H26）→ 318床（R7）
 - ・回復期機能 0床（H26）→ 259床（R7）
 - ・慢性期機能 151床（H26）→ 117床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26箇所（H27）→ 28箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3箇所（H27）→ 4箇所（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0病院（H28）→ 1病院（R2）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9箇所（H27）→ 10箇所（R2）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5箇所（H27）→ 6箇所（R2）
- 在宅療養支援歯科診療所 8箇所（H28）→ 9箇所（R2）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11箇所（H27）→ 12箇所（R2）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 329 床 → 387 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 7 カ所 → 9 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 4 カ所

2. 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

□富士・東部区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床（H26）→ 708 床（H30）
 - ・回復期機能 0 床（H26）→ 174 床（H30）
 - ・慢性期機能 151 床（H26）→ 127 床（H30）
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所（H27）→ 22 箇所以上（H30）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所（H27）→ 3 箇所以上（H30）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院（H28）→ 0 病院（H31）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所（H27）→ 8 箇所以上（H30）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所（H27）→ 7 箇所（R2）
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所（H28）→ 10 箇所（H31）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所（H27）→ 21 箇所（H30）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 329 床 → 329 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 7 カ所 → 7 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 0 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 2 カ所

2. 見解

【医療分】

- 病床機能報告未提出の病院があり、最新の医療機能毎の病床区分が把握できていない。
- 訪問診療や在宅看取りを実施している病院・診療所数や、在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院数は、現時点では目標に達していない。
令和2年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和2年度計画における関連目標の記載ページ ; P15,16)
- 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.1 (医療分)】 地域医療構想推進事業	【総事業費】 943,953 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	患者の状態に応じた適切な医療を将来にわたって持続的に受けられるようにするため、不足する回復期機能への転換を促す必要がある。 アウトカム指標：30 年度基金を活用して整備を行う不足する回復期機能の病床数 182 床/年	
事業の内容（当初計画）	地域医療構想を達成するため、 ・医療機関等が行う回復期への転換に係る施設整備の費用 ・医療機関が行う事業縮小の際に要する経費 に対して助成する。 また、地域医療構想調整会議で活用する医療提供体制のあり方に係る調査・分析等を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	施設整備を行う医療機関 4 箇所	
アウトプット指標（達成値）	回復期機能への転換に伴う施設整備：0 施設 (H30 年度基金を活用した施設数：R 元：1 施設) 参考) H28 年度基金を活用した施設数（繰越含む） H28：1 施設、H29：5 施設、H30：2 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・30 年度基金を活用して整備を行う不足する回復期機能の病床数 0 床（現在繰越施工中） ・R 元年度中に回復期機能へ転換した病床数 12 床 (1) 事業の有効性 平成 30 年度基金を活用し、令和元年度に 1 施設が病床転換に取り組んでいる。28～R 元年度の間には 28 年度基金を活用し 10 施設が施設の整備を行っており、回復期への転換は着実に進んでいる。 (2) 事業の効率性 各医療機関に対して定期的に意向調査を実施し、回復期リハ病棟や地域包括ケア病棟の施設基準取得など一定の助成要件を付すことによって、回復期への転換等を促し、効率的に事業を実施	

	している。
その他	

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.4 (医療分)】 周術期等口腔機能管理推進事業	【総事業費】 2,336 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県歯科医師会委託)	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>多くの疾患において、周術期の口腔機能管理を行うことにより合併症リスクの低下など患者の身体的負担が軽減され、早期退院、更には医療費削減などの効果があることが明らかになっているが、本県では病院での口腔機能管理に対応する歯科診療所が少なく、また病院側の受入体制も十分ではないことから、切れ目なく口腔機能管理を提供するための医科歯科連携の強化と実施のための体制整備を行う必要がある。</p> <p>アウトカム指標：医科歯科連携により周術期口腔管理を行う歯科診療所の数 0 施設(H29、がん連携登録歯科医以外) →150 施設(H34)</p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>病院での周術期等口腔機能管理が可能な歯科医を周術期等口腔機能管理連携医として登録し、知識向上のための研修を実施するとともに、県内の病院に対して医科歯科連携の必要性について周知を図ることにより、今後、歯科のない病院においても歯科医師や歯科衛生士と連携し、入院時から在宅まで、患者の状態に応じた口腔機能管理の実施が可能となる体制づくりを目指す。</p>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<p>冊子・リーフレット作成 各 1500 部 研修会の実施 2 回 (1 回、150 人) 訪問病院数 60 箇所/2 年</p>	
アウトプット指標 (達成値)	<p>研修会の実施 1 回 訪問病院数 17 箇所 (R1)</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 医科歯科連携により周術期口腔管理を行う歯科診療所の数 0 施設(H29、がん連携登録歯科医以外) → 0 施設(R1)</p> <p>(1) 事業の有効性 周術期口腔機能管理により術後合併症のリスク軽減、在院日数の短縮、医療費削減などの効果が見込まれる。</p> <p>(2) 事業の効率性 県内の病院に医科歯科連携の必要性を周知してから周術期口腔機能管理の開始となるため、一定の時間を要する。</p>	
その他	令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が計	

	<p>画通り遂行できなかった。令和2年度が終期となっているが、病院への訪問説明後、医科歯科連携による周術期口腔管理対応可能な歯科診療所を把握し、切れ目のない口腔機能管理を提供できる体制を構築するためには継続して実施する必要がある。</p>
--	---

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.5 (医療分)】 医療機能分化・連携推進地域移行支援事業	【総事業費】 92,124 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)、地域活動拠点事業者	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域医療構想上必要となる慢性期機能病床の見直しを進めるためには、病院や介護関係者、訪問看護間での調整や連携を行うための体制整備が必要である。	
	アウトカム指標： 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を平成 37 年度までに 568 床減少	
事業の内容 (当初計画)	病院関係者やケアマネジャー、訪問看護師等多職種間のネットワークの拠点となるセンターの設置に対して支援する。また、センターと連携し、実際に各地域で活動を行う地域活動拠点の機能強化等に支援することにより、慢性期病床の入院患者の在宅移行を促進する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー等支援関係者からの退院支援等相談対応 114 件 (H28 年度) → 55 件 (R1 年度)	
アウトプット指標 (達成値)	支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー等支援関係者からの退院支援等相談対応 114 件 (H28 年度) → 116 件 (H30 年度)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 慢性期機能の病床数 2,348 床 (H26) → 2,191 床 (H30)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>入院患者の早期・円滑な在宅復帰に向けたネットワークの構築や他職種連携の推進により、患者の地域移行が図られ、慢性期機能病床の削減に効果があった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>訪問看護に係る情報等窓口の一元化や情報発信、相談機能等を有する支援センターを拠点とし、病院と地域との連携が効率的に行われている。</p>	
その他		

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.6 (医療分)】 医療機能多職種連携促進事業	【総事業費】 19,708 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	病床の機能分化・連携を推進するためには、医療に関して幅広い知識を有し、多職種間の調整を図れる看護師の養成・確保及び質の向上を図ることが必要である。 アウトカム指標：地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を平成 37 年度までに 568 床減少	
事業の内容 (当初計画)	医療や介護等関係職種の調整役を担う看護師を養成するとともに病院等での活躍の場の拡大や周知を図り、多職種間の連携を強化する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	調整役を担う看護師養成人数 年間 10 人×4 年	
アウトプット指標 (達成値)	調整役を担う看護師養成人数 R3 : 50 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 慢性期機能の病床数 2,348 床 (H26) → 2,191 床 (H30) トータル・サポート・マネジャー (R2 : 40 人) (1) 事業の有効性 チーム医療に関わる多職種の調整役を養成し、患者の症状等に応じたきめ細やかな医療サービスを提供できる体制を整備したことにより、病床の機能分化・連携の推進に効果があった。 (2) 事業の効率性 チーム医療の調整役であるトータル・サポート・マネジャーの活動により、医療分野の多職種間の連携が円滑に図られるようになった。	
その他		

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.7 (医療分)】 地域医療連携推進総合拠点事業	【総事業費】 17,101 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県医師会	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、地域完結型医療の構築のため、今後一層の医療・介護の連携強化が求められている。	
	アウトカム指標： 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を平成 37 年度までに 568 床減少	
事業の内容（当初計画）	<p>県医師会館内に設置される総合拠点において、以下の事業を行う。</p> <p>①医療機関で共有される ICT ネットワークの情報のうち、処方データや検診データ等を患者が個人のスマートフォンに蓄積し、他の医療機関の受診や在宅医療での情報共有を容易にする取り組みを支援することにより、切れ目のない医療提供体制の構築に繋げる。</p> <p>②病院関係者やかかりつけ医、ケアマネージャー等多職種からの相談に対応できる総合相談窓口を設置するとともに、相談員となる介護支援専門員に医療を始めとする多職種連携への知識を深める研修を実施することにより、医療・介護連携を推進する。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>①システムを活用した施設数 5 箇所/年</p> <p>②研修の実施 3 回/年</p>	
アウトプット指標（達成値）	<p>①システムを活用した施設数 1 箇所/年</p> <p>②令和元年度に研修会（3 回）、地域連携室訪問、同行訪問を実施し、27 名の介護支援専門員が受講</p>	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 慢性期機能の病床数 2,348 床（H26）→ 2,191 床（R 元）	
	<p>（1）事業の有効性 個人が処方や訪問看護等のデータをスマートフォンに蓄積し、医師等に提示する取組の普及、介護支援専門員に対する医療分野の研修の実施により、医療介護連携が推進された。</p> <p>（2）事業の効率性 医療・介護連携における役割が期待される県医師会が設置する総合拠点の取組を支援することにより、事業が効率的に実施された。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.12 (医療分)】 訪問薬剤管理指導推進事業	【総事業費】 1,298 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県薬剤師会	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅療養者には高齢者が多く、複数の疾病をもっている場合が多いため服用する薬剤も多種・多様となり、医師の指示通りに正しく薬を服用できていない場合も多いことから、在宅での服薬管理が必要である。	
	アウトカム指標： ・訪問薬剤管理指導を実施している事業所数 83 (H27) →92 (H31)	
事業の内容 (当初計画)	県薬剤師会が実施する在宅に向けた人材育成及び多職種研修会の開催を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	薬局向け在宅医療マニュアルの作成 (H30 : 800 部) マニュアルを活用した多職種研修会の開催 (H31 : 1 回)	
アウトプット指標 (達成値)	薬局向け在宅医療マニュアルの作成 (H30 : 800 部) 令和元年に多職種研修会を実施し、19 名が受講した。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 訪問薬剤管理指導を実施している事業所数 83 (H27) → 144 (H30)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>マニュアル作成及び研修実施により、訪問薬剤管理指導に携わる薬剤師の拡大が図られ、県内における在宅医療提供体制が強化された。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>在宅医療を含む薬剤師の人材育成に携わってきた県薬剤師会が実施主体となることにより、効率的に人材育成が推進された。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.13 (医療分)】 訪問看護推進事業	【総事業費】 4,748 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (一部山梨県看護協会委託)	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療機関から在宅に移行する患者が、在宅医療にかかる高度な知識・技術を有する身近な訪問看護師により、関係職種の連携体制のもと一貫したケアを受けられるようにするため、研修による質の向上を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 訪問看護師数 349 人(H29.4.1) → 360 人 (H31.4.1)	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所、市町村、保健所等で構成する訪問看護推進協議会で、訪問看護に関する課題や対策等を協議する。 ・看護職を対象に、在宅医療の推進に不可欠な訪問看護の充実を図るための研修を実施する。 ・看護師のスキルアップを図るため県内で特定行為研修を実施できる研修機関の設置に支援する。 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護推進協議会の開催回数 (9 人×2 回) ・ 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修の受講者数 (定員 20 人×5 日) ・ 訪問看護管理者研修の参加者数 (40 人) ・ 特定行為研修機関 0 箇所 (H29 年度) →1 箇所 (H32 年度) 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護推進協議会の開催回数 (9 人×2 回) ・ 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修の受講者数 (定員 20 人×5 日) ・ 訪問看護管理者研修の参加者数 (7 人) ・ 特定行為研修機関 0 箇所 (H29 年度) →1 箇所 (H32 年度) 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 訪問看護師数 349 人(H29.4.1) → 378 人 (H31.4.1)</p> <p>(1) 事業の有効性 訪問看護師等への研修を行うことで、訪問看護に携わる看護師が確保された。</p> <p>(2) 事業の効率性 在宅の現場で医療機関中心の医療から在宅療養への流れを医療機関及び訪問看護ステーションの看護師双方がお互いの状況を把握したうえでの連携が取りやすくなった。</p>	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.14 (医療分)】 在宅歯科医療普及啓発事業	【総事業費】 1,542 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県歯科医師会	
事業の期間	令和元年 10 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県では、訪問歯科診療を実施する施設数は増加傾向にあるものの、訪問歯科診療の実施件数は全国平均を下回る状況となっており、県民への周知が課題となっている。	
	アウトカム指標： 訪問歯科診療を受けた患者数（レセプト件数）の増加 24,724 件 (H28) →30,000 件 (R4)	
事業の内容（当初計画）	在宅歯科医療の理解を促し、高齢期に必要な歯科医療が提供されるよう、住民への普及啓発に支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	出前講座の実施（H32：5回、H33：5回） 一般住民向けパンフレットの作成（H31：10,000部）	
アウトプット指標（達成値）	出前講座の実施（H32：5回、H33：5回） 一般住民向けパンフレットの作成（H31：10,000部）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 訪問歯科診療を受けた患者数（レセプト件数）の増加 24,724 件 (H28) →28,616 件 (H30)	
	<p>(1) 事業の有効性 在宅歯科医療に対する住民の理解を深め潜在的なニーズを掘り起こすことにより、在宅における歯科診療や口腔ケアの適切な受診が促進された。</p> <p>(2) 事業の効率性 在宅歯科医療に最も精通している山梨県歯科医師会の取り組みを助成することにより、効率的に事業が執行された。</p>	
その他		

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業									
事業名	【NO.1】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費】 39,200 千円								
事業の対象となる区域	県南部、県富士・東部区域									
事業の実施主体	社会福祉法人等									
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了									
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る アウトカム指標：平成 32 年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 9,813 人									
事業の内容（当初計画）	<p>①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">整備予定施設等</th> </tr> <tr> <td style="width: 70%;">小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td style="text-align: center;">1 カ所</td> </tr> </table> <p>②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">整備予定施設等</th> </tr> <tr> <td style="width: 70%;">小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td style="text-align: center;">1 カ所</td> </tr> </table>		整備予定施設等		小規模多機能型居宅介護事業所	1 カ所	整備予定施設等		小規模多機能型居宅介護事業所	1 カ所
整備予定施設等										
小規模多機能型居宅介護事業所	1 カ所									
整備予定施設等										
小規模多機能型居宅介護事業所	1 カ所									
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。（健康長寿やまなしプラン：平成 30 年度～平成 32 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム 1,516 床(54 カ所) → 1,719 床(61 カ所) ・認知症高齢者グループホーム 1,067 床(73 カ所) → 1,139 床(77 カ所) ・小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 33 カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 7 カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 16 カ所 									
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ○地域密着型特別養護老人ホーム : 1,391 床 → 1,516 床 ○認知症高齢者グループホーム : 1,040 床 → 1,067 床 ○小規模多機能型居宅介護事業所 : 26 カ所 → 28 カ所 ○看護小規模多機能型居宅介護事業所 : 3 カ所 → 3 カ所 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 : 8 カ所 → 8 カ所 									

事業の有効性・効率性	平成 32 年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 9,813 人
	<p>(1) 事業の有効性 小規模多機能型居宅介護事業所:1 カ所に対して支援し、地域密着型サービスの提供体制を推進した。</p> <p>(2) 事業の効率性 県公共事業に準じた手続きにより適正に施設整備が行われた。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.24 (医療分)】 看護師等養成所運営費補助事業	【総事業費】 21,236 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	民間立看護師養成所 (3 施設)	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員は依然として不足しており、看護ニーズを満たしていない。県内医療機関に看護職員を安定的に供給するために、看護師等養成所の運営を支援する必要がある。	
	アウトカム指標：養成所卒業生県内就業率 75.6% (H29) → 75.6%以上 (R5)	
事業の内容 (当初計画)	看護学生の看護実践能力の向上を図るため、看護師等養成所における専任教員の配置や実習経費など養成所の運営を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	当該補助により看護師等養成を行った施設数 (3 施設)	
アウトプット指標 (達成値)	当該補助により看護師等養成を行った施設数 (3 施設)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 養成所卒業生県内就業率 75.6% (H29) → 73.3% (R 元)	
	<p>(1) 事業の有効性 看護師等養成所の運営を支援することにより、看護職員の確保や資質の向上が図られ、目標値には達しなかったものの、県内就業率は高水準で推移している。</p> <p>(2) 事業の効率性 養成所運営費の支援を行うことによって、養成所の抱えている問題や要望なども把握することが出来た。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.2】 介護人材確保・定着対策魅力発信事業 (介護アンバサダー設置等)	【総事業費】 1,685 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成30年4月1日～令和2年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。 アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容（当初計画）	介護保険施設等に勤務する現職の介護職員から選考された介護アンバサダー（大使）が、学校訪問やイベント等を通じ、啓発資材も活用する中、広く県民に介護の魅力ややりがいを伝え、介護人材の確保・定着を促進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・新入介護職員合同入職式への参加 ・学校訪問 ・県主催イベント等への参加 	
アウトプット指標（達成値）	【H30年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・新入介護職員合同入職式・研修会への参加（3回） ・学校訪問（5回） ・県主催イベント等への参加（3回） 【R元年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・新入介護職員合同入職式・研修会への参加（4回） ・学校訪問（1回） ・県主催イベント等への参加（2回） 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着</p> <p>○観察できなかった →理由：山梨県内の介護保険施設等における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的数値を算出することができない。</p> <p>代替指標：介護アンバサダーの活動回数を10回以上とする（介護のしごとの魅力を広く県民にPRする）。</p>	
	（1）事業の有効性 合同入職式、学校訪問等、メディアに取り上げられる機会	

	<p>が増え、介護のしごとのPRとイメージアップが図られたとともに、学校訪問のレポートから「介護のしごとを選択肢の一つにしたい」という意見が複数見られたことから、将来の職業選択の契機に繋がった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>介護老人福祉施設協議会、介護老人保健施設協議会、介護福祉士会等の関係団体による実行委員会を発足し、各関係団体から介護アンバサダー（大使）を推薦してもらうことにより、介護アンバサダーとして資質・適正を満たした人材を効率的に人選・委嘱することができた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.3】 介護人材確保・定着対策魅力発信事業 (合同入職式等開催)	【総事業費】 1,190 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：公益財団法人介護労働安定センター山梨支部）	
事業の期間	平成30年4月1日～令和2年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。 アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容（当初計画）	新規に入職した介護職員を対象として合同入職式、研修会等を実施することにより、介護人材の確保・定着を促進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・新入介護職員合同入職式の開催（1回） ・報告会・研修会の実施（2回） 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・新入介護職員合同入職式の開催（1回、参加者44人） ・研修会の実施（2回、参加者50人、44人） 【R元年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・新入介護職員合同入職式の開催（●回、参加者●人） ・研修会の実施（●回、参加者●人） 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着</p> <p>○観察できなかった →理由：山梨県内の介護保険施設等における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的な数値を算出することができない。</p> <p>代替指標：研修会の参加者数が合同入職式参加者数と同数以上とする（新入介護職員の定着）。</p> <p>（1）事業の有効性 合同入職式、研修会において介護現場での悩みや問題を共有することにより、同期入職者同士の連帯感の醸成と施設間の連携強化が図られた。</p> <p>（2）事業の効率性 県内の介護保険施設等に精通している公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に事業を委託することにより、</p>	

	効率的な事業周知と事業実施が図られた。
その他	